

聖籠町国民健康保険事業運営基金の設置、管理等に関する条例等を廃止する条例をここに公布する。

平成二十四年六月十五日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第十七号

聖籠町国民健康保険事業運営基金の設置、管理等に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は廃止する。

- 一 聖籠町国民健康保険事業運営基金の設置、管理等に関する条例（昭和三十九年聖籠町条例第十号）
- 二 聖籠町営畑地かんがい施設事業特別会計条例（昭和四十六年聖籠町条例第十四号）
- 三 聖籠町国民健康保険診療所勤務医師旅費支給条例（昭和三十年聖籠町条例第二十九号）

附 則

この条例は公布の日から施行する。